

定例監査の結果及び意見について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施しましたので、同条第 9 項の規定により、次のとおりその結果を報告します。また、同条第 10 項の規定により、意見を提出します。

記

1 監査対象及び実施期間

監 査 対 象	実 施 期 間
<p>市民生活部</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域安全課 （環境政策室、高岡斎場）・ 共創まちづくり課 （多文化共生室、消費生活センター、地区連絡センター、伏木支所、戸出支所、中田支所） <p>平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までに執行された所掌事務事業について</p>	<p>平成 29 年 4 月 3 日 ） 平成 29 年 4 月 26 日</p>

2 監査を実施した監査委員

廣 嶋 康 雄 玉 井 隼 也 青 木 紘

3 監査の概要

今回の監査は、平成 28 年度において執行された事務事業が関係法令に基づいて適正に処理されているかについて行った。監査に当たっては、あらかじめ資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票等の監査を実施した。

4 監査の結果

経理事務及びその他の事務処理について監査したところ、適正に処理されていた。なお、事務の執行等について、次のとおり意見を提出する。

(1) 意見

ア 他部署との係わりが多い事から、業務の流れ等を再確認され、引き続き密接な連携を図られたい。
(共創まちづくり課)

イ 戸籍、国民健康保険をはじめ、多岐に渡る業務に携わっていることから、公務員として長年培ってきた知識、経験を有するベテラン職員について、コスト削減や業務の継承を図るため、引き続き再任用制度を有効に活用されたい。
(伏木・戸出・中田支所)

ウ 窓口業務にあたっては、引き続き関係各部署との連携を密にして対応されたい。
(伏木・戸出・中田支所)